

PCB使用**安定器**の保管・所有に関する調査票

PCB使用安定器は、PCB廃棄物特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

➤ 北九州事業所の対象地域（東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄県26県）のPCB使用安定器の処分期間：平成33年3月31日

使用中の照明設備については、接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気工事業者に、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、ご相談・ご確認ください。

建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合には、それをもとに調査票にご記入ください。

記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。

また、ご相談された電気工事業者の方にも問い合わせさせていただくことがありますので、電気工事業者の方の事業者名、住所、担当者氏名、電話番号も記入してください。

記入年月日	平成〇〇年 月 日（ ）		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
電気工事業者 又は ビルメンテナンス会社	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成〇〇年〇月〇〇日までに投函してください。平成〇〇年〇月〇〇日以降に投函された場合、事務局に到着せず、回答が無効となる恐れがあります。

【お問い合わせ窓口】

〇〇都道府県市 PCB使用安定器調査事務局

（電話 0120-〇〇〇-〇〇〇）

1. PCB使用安定器について

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



2. 事業所における照明器具(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯を指します。)の設置について

昭和52年3月以前に建てられた全ての建物（ビル、倉庫等）及び屋外の外灯等をリストアップしていただき、そこにある照明器具について、設置している場合は「設置の有無」欄の「あり」に、設置していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

照明器具の設置場所	設置の有無
建物内	(あり・なし)
屋外	(あり・なし)

→設問3へ

3. 昭和52年4月以降の照明器具の交換工事について

事業所の建物内及び屋外の照明器具について、昭和52年4月以降に照明器具の交換工事を実施している場合「昭和52年4月以降の交換工事の有無」欄の「あり」に、実施していない場合「なし」に、○印をつけてください。

照明器具の設置場所	昭和52年4月以降の交換工事の有無
建物内	(あり・なし)
屋外	(あり・なし)

→「あり」を含む回答 設問4(1)へ

→「なし」のみの回答 設問5へ

4. 交換工事で取り外した照明器具の安定器について

(1) PCB使用安定器の有無について

建物内及び屋外の取り外した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていたかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数を、「不明」の場合はその理由をご記入ください。

PCB使用安定器の有無	(あり【約 個】・なし・不明)
不明の理由	

→「あり」と回答 設問4(2)へ

→「なし」と回答 設問5へ

→「不明」と回答 設問4(3)へ

照明器具を交換した場合でも、古い安定器が残っている場合があります。特に、水銀灯については、照明器具と安定器の設置場所が離れている場合があります。照明器具は交換されていても古い安定器が(配線を切断された状態等で)残置されている事例が多く見られるので注意が必要です。

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙2-①～③を参照ください。

(2) PCB使用安定器の届出、処分の状況について

① 発見されたPCB使用安定器について、都道府県市に対しPCB廃棄物特別措置法に基づく届出をしている場合「PCB使用安定器の届出の有無」欄の「あり」に、届出をしていない場合「なし」に、○印をつけてください。

② 発見されたPCB使用安定器について、現在保管している場合「PCB使用安定器の保管・処分の状況」欄の「保管」に、既に全てJESCOで処分している場合「処分」に、○印をつけてください。

PCB使用安定器の届出の有無	(あり・なし・不明)
PCB使用安定器の保管・処分の状況	(保管・処分)

→設問5へ

(3) PCBの使用が不明な安定器の処置について

取り外した照明器具の安定器のうちPCB使用安定器以外の安定器（不明を含む）を、現在保管している場合「PCB使用安定器以外の安定器の処置」欄の「保管」に、既に廃棄処分している場合「廃棄」に、○印をつけてください。

PCB使用安定器以外の安定器の処置	(保管・廃棄)
-------------------	---------

→設問5へ

5. 交換工事を実施していない照明器具について

交換工事を実施していない照明器具の安定器については、PCB使用安定器が含まれているかどうかの調査を行う必要があります。

過去に実施した調査の記録がある場合には、それをもとにPCB使用安定器の有無を判断してください。

使用中の安定器の調査要領については別紙1を参照ください。

(1) PCB使用安定器の有無について

調査した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていたかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数をご記入ください。

「あり」又は「なし」の場合はその理由に該当する項目に○印をつけてください。「不明」の場合はその理由をご記入ください。

PCB使用安定器の有無	(あり【約 個】・なし・不明)
「あり」又は「なし」の理由	① 過去の調査記録による ② 新たに電気工事業者又はビルメンテナンス会社に依頼して調査を実施した ③ 新たに自ら調査を実施した ④ その他 ()
不明の理由	

→「あり」と回答 設問5(2)へ

→「なし」と回答 調査は終了です

→「不明」と回答 設問5(2)へ

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙2-①～③を参照ください。

(2) PCB使用安定器の届出の状況について

発見されたPCB使用安定器について、都道府県市に対しPCB廃棄物特別措置法に基づく届出をしている場合「届出の有無」欄の「あり」に、届出をしていない場合「なし」に、○印をつけてください。

届出の有無	(あり・なし)
-------	---------

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。